

# total football Asia

## FC.ROSSO 規約

### 第1条 目的】

- 1) アジア地区でのサッカーの普及とサッカーの技術 戦術の習得を目指すと同時に、子供たちの健全な心身の成長と人間形成の場としての選手育成をめざすことを目的とする。

### 第2条 名称と所在】

- 1) 名称は、「FC ROSSO ロックフットボールクラブ (以下 当クラブ」という)と称する。
- 2) TFA コーチングは、現地法人 total football Asia 上海帝法投資管理有限会社が運営 管理する。
- 3) 主たる事務所は 上海市長寧区延安西路 1600号禾森商务中心 501室に置く。  
(TEL 6280-8202 FAX 6280-9091 Mail: [inf@totalfootball-asia.net](mailto:inf@totalfootball-asia.net))

### 第3条 【会】

#### <資格>

- 1) 当クラブに入会を希望するものは下記の ~ に該当する必要がある。  
スポーツをするに適した健康状態であること。  
サッカーの技能向上心を持ち、勉学にも努力することができ、両立できること。  
入会后、当クラブのメンバーとして当規約を遵守し活動が可能なもの。  
TFAが入会を認めたもの。  
保護者 (法定代理人) の承諾を得られるもの。  
当クラブ入会を希望する場合、日曜日の練習に原則参加しなければならない。  
週に一度コーチ 選手が全員顔を合わせて練習を行うためである。やむを得ない場合は事務局に問い合わせること。

#### <入会申し込み>

- 1) 当クラブ入会を希望する者は、TFA ホームページ (または入会申込書) にて申込を行い規約に同意し承認されなければならない。
- 2) 当クラブは入会を認めたら直ちに入会手続きを開始する。入会希望者は入会承諾後、入会金の支払いと同時に当クラブ 兼スクールの会員となることができる。クラブ入会後は当クラブのユニフォームを購入しなければならない。  
ユニフォームの背番号は当クラブで決定する。
- 3) 当クラブの入会は原則、毎年 4月 1日から 3月 31日を 1年とする。但し、途中からの入会をすることもできる。

#### <体験練習 カテゴリを越えての練習参加>

- 1) 初めての入会希望者のみ原則無料で 1回体験練習として参加できる。その際、事故や怪我に関する補償に関して、当クラブは責任を負わない。必要に応じて各自別途実費で傷害保険等への加入すること。
- 2) 体験練習は当クラブが指定する日とするが、やむを得ない事情により日程等が合わない場合は事前に当クラブに申し出ること。
- 3) 技術面・メンタル面・フィジカル面を考慮し、カテゴリを越えてトレーニングできると事務局が判断した場合は、上のカテゴリでトレーニングができる。  
費用については、対象カテゴリの練習前後に参加する (カテゴリ) 場合、100元 / 1回を月会費 (練習参加費) とは別

に当日に当クラブスタッフまで持参する。

また、上のカテゴリのみ参加する場合、申請練習回数にカウントし、翌月に請求する。

## 第4条 【会費】

### <会費の種類>

- 1) 当クラブでの会費とは 入会金 月会費 練習参加費 保険料 更新料を表す。ユニフォーム 其他の費用は別途徴収する。

入会金 (年会費) U-5~ U-10)	当クラブへの入会時に必要な費用
月会費 (U-8~ U-10)	活動 練習に参加するための費用
練習参加費 (U-5~ U-10)	活動 練習に参加するための費用
保険料 意外傷害保険	活動中の事故 怪我が発生した場合の費用
更新料 (U-5~ U-10)	毎年翌年度への更新のために必要な費用

### <会費の料金>

- 1) 入会金は1世帯300円/年とする。入会金は入会申込書と現金を練習参加日初日に当クラブに持参する。但し、2学期より入会した場合は、200円/年とする。3学期より入会した場合は、100円/年とする。他のTFAが管理するクラブで入会金 (更新料) をすでに支払っている場合は徴収しない。
- 2) 更新料は1世帯300円/年 (以後毎年)とする。
- 3) 月会費は、下記の通りとする。

練習日	カテゴリ	時間	練習時間
火曜日	U-5	15:30~ 16:30	60m h
水曜日	U-6	16:00~ 17:00	90m h
	U-8	16:00~ 17:30	90m h
	U-10( U-12合同)	16:00~ 18:00	120m h
金曜日	U-8	16:00~ 17:30	90m h
	U-10( U-12/U-15合同)	17:30~ 19:30	120m h
土曜日	U-8	14:30~ 16:00	90m h
	U-10	14:00~ 16:00	120m h
日曜日	U-6	10:00~ 11:00	60m h
	U-8	8:30~ 10:00	90m h
	U-10	10:00~ 12:00	120m h

U-8~ U-10

- 1)Aコース(週4):100元/回 (日 水 金 土)
- 2)Bコース(週3):105元/回 (日曜日、水 金 土のいずれか)
- 3)Cコース(週2):110元/回 (日曜日、水 金 土のいずれか)
- 4)Dコース(週1):120元/回 (日曜日)

U-6

- 5)Eコース(週2):100元/回 (水 日)
- 6)Fコース(週1):100元/回 (日曜日)

U-5

7)Gコース(週1):50元/回(火曜日)

- 4) 月会費は、各カテゴリー、コースに記載された金額の合計(コース金額×当月練習回数)を翌月10日までに請求書として会員に通知し、会員は同月末日までに当クラブスタッフまで現金を持参する。
- 5) 大会(COPAなど)に参加した場合、50元/1日を当クラブスタッフまで持参する。
- 6) 当日練習参加 練習試合 交流戦 特別練習の場合、130元/1日を当クラブスタッフまで持参する。
- 7) 練習参加費(U-5/U-6)は練習日当日に当クラブスタッフまで持参する。
- 8) 翌月にコース変更を希望する場合、別紙変更届を当月25日までにTFA事務局に提出する。  
便宜上メールを先にTFA事務局に送信し、後日FAX手渡しなどで提出する。

#### <振替>

- 1) 振替参加をする場合、原則練習日を休んだ当月内に振替が可能。
- 2) 月末に休み、当月内での振替が不可能な場合、翌月内に振替できる。  
但し、7月末・3月末の9月・4月への振替は認められない。
- 3) 当クラブ会員は、クラブで練習を休んだ場合、スクールでの振替を認める。
- 4) 週4回の会員は振替参加できない。
- 5) 振替参加(事前振替)する場合、振替希望日の3日前までに、下記の方法で必ず事務局に申請しなければならない。  
TFA事務局 ([nfb@totalfootball-asia.net](mailto:nfb@totalfootball-asia.net))へメールにて連絡  
平日 10:00~14:00までの間にTFA事務局へ連絡

### 第5条 【休会と退会】

- 1) 休会・退会を希望する場合、別紙休会届・退会届を提出しなければならない。退会時に既に支払われている入会金・更新料に関して返金等は一切行なわない。
- 2) 休会届を提出して1年を経過した日において連絡がつかない場合、自動的に退会とする。

### 第6条 【継続】

- 1) 各年度末に退会届が提出されていない場合、毎年3月1日から15日の間に更新料の支払いをもって自動的に次年度への更新とする。

### 第7条 【他クラブとの掛け持ち】

- 1) 当クラブは、会員(U-5~U-10)の他クラブとの掛け持ちを原則認める。

### 第8条 【除名】

- 1) 会員及び保護者(法定代理人)が下記の ~ の事項に該当した場合は、当クラブで協議した後、除名することができる。その際、弁明がある場合はいつでも書面をもって弁明することができる。  
会員及び保護者(法定代理人)が本規約に違反した場合。  
当クラブの名誉と品格を著しく毀損した場合。  
再三の注意にもかかわらず、スポーツマンとして相応しくない態度をと続けた場合。  
入会金、月会費、練習参加費、保険料、更新料の支払いが期日を30日以上過ぎても支払われなかった場合。

## 第9条 【傷害保険加入について】

- 1) 当クラブ 会員は、入会時に必ずクラブ側で『傷害保険』へ加入する。
- 2) 万が一、当クラブ・スクール活動中に、怪我や事故が起きた場合、『傷害保険』の範囲内で対応する。
- 3) 保険料は 1人 330元 / 年度 (8月は徴収しない)とする。詳細は『傷害保険』のしおりを参照する。
- 4) 途中入会する会員は届出書を参考に、年度末までの保険料を徴収する。
- 5) 保険料の支払方法は、入会金 年会費 (更新料)と合わせて当クラブスタッフまで持参する。
- 6) 保険料は当クラブ指定の集金袋で徴収する。
- 7) 他のTFAが管理するクラブで保険料をすでに支払っている場合は徴収しない。
- 8) 納入後はいかなる場合も返金しない。
- 9) 退会する際、届出書を提出した場合のみ、残りの保険料を (届出書の提出日を参考に) 返金する。

## 第10条 【免責】

- 1) 当クラブの活動中に起きた事故 怪我 盗難についての責任は原則会員個人の責任とし、当クラブ・スクールの故意または重大なる過失以外の責任は一切負わない。
- 2) また、当クラブ・スクールの故意又は重大なる過失以外において死亡事故や重大な事故、高度障害等が発生しても、当クラブは責任を負わない。

## 第11条 【休校 閉鎖】

- 1) 天災地変 社会情勢の変化、その他通常のクラブ運営を継続することが困難となる事由が生じた場合、当クラブ・スクールは休校、もしくは閉鎖することがある。その際に事前に休校 閉鎖が決定した場合には、ただちに会員へ適当な方法で周知を行うものとする。
- 2)

## 第12条 【キッズゾーン】

- 1) 当クラブの活動においての主役は会員 (子供) たちであり 保護者はその活動においては必要以上の指示、指図等することはなく、活動中においては当クラブ及び当クラブ指導者の指示に従い、子供たちの健全で健やかな成長と自らで考える力、切り開く力を養うために必要最小限の助言にとどめるよう掛ける。これを当クラブでは「キッズゾーン」と呼ぶ。このキッズゾーンを侵す保護者に対しては、当クラブはイエローカード及びレッドカードを提示する。
- 2)

## 第13条 【改正 発行】

- 1) 当クラブは必要に応じ適宜、本規約を改正することができる。改正の際には当クラブ適当な方法で、会員等に周知するよう努める。
- 2) 本規約は 2009年 4月 1日より発行する。